

T O O N C I T Y

# 第2次 東温市行政改革大綱



平成23年3月 策定

東 温 市



## はじめに

今日の地方自治体を取り巻く環境は、人口減少時代の到来の中、少子高齢化の急速な進行、さらにライフスタイルの多様化などにより、これまでにないスピードで変化しております。

また、「東日本大震災」は、国難ともいえる未曾有の災害をもたらしたばかりでなく、社会経済環境を一気に悪化させ、国と地方における財政状況がさらに厳しいものになることが懸念されております。

このような中、地方自治体は、将来にわたって市民の皆様に、安全かつ良質なサービスを、確実・適正に提供していく使命があり、今まで以上に無駄をなくし、積極的な行財政改革を進めていくことが求められています。

さらに、地域主権改革の推進により、地方自治体は、「自己決定・自己責任」の範囲が大幅に拡大する傾向にあり、また、市民の公共への参加意識が高まりつつあることから、積極的に市民と協働・連携したまちづくりを進めていかなければなりません。

今回策定する「第2次東温市行政改革大綱」は、職員一人ひとりが日々「改革・改善」の意識を持って業務に取り組むなどの意識改革と資質の向上に努めるとともに、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる組織体制や健全な行財政基盤の確立に取り組むための指針とするものです。

東温市の新しい未来を切り拓いていくため、私をはじめ全ての職員が一丸となって不退転の決意で、行政改革の推進に全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成23年3月

東温市長 高須賀 功



## < 目 次 >

ページ

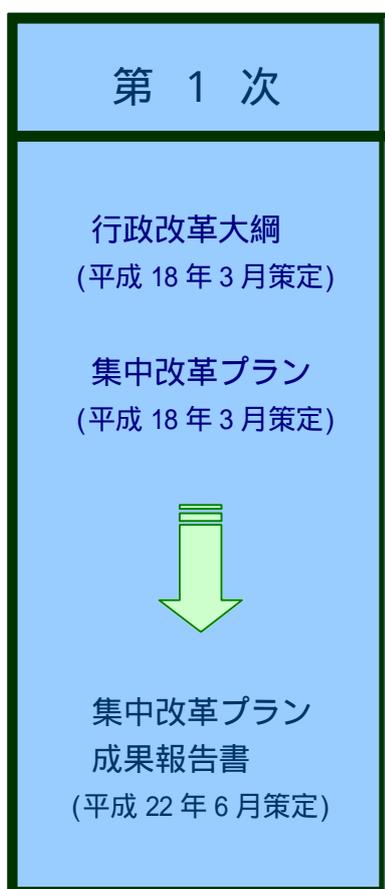
<b>第1次行政改革の取り組み</b> .....	1
1 東温市行政改革の経緯.....	1
2 第1次行政改革の主な取り組みの成果.....	1
3 継続した行政改革の必要性.....	2
4 第2次行政改革大綱の位置づけ.....	2
<b>第2次行政改革の推進方針</b> .....	3
1 総合計画『2015』東温市の将来像.....	3
2 第2次行政改革の基本方針.....	4
3 行政改革推進本部専門部会の取り組みテーマ.....	4
<b>行政改革推進のための重点事項</b> .....	5
1 協働による行政運営の構築.....	6
2 市民視点の行政サービスの提供.....	6
3 健全な財政運営の推進.....	6
4 効率的な行政運営の推進.....	7
5 職員一人ひとりの意識改革.....	7
<b>行政改革の実現に向けて</b> .....	8
1 第2次行政改革大綱の計画期間.....	8
2 行政改革推進体制と進行管理.....	8
3 第2次集中改革プランの策定.....	9
4 東温市行政改革組織図.....	10



# I 第1次行政改革の取り組み

## 1 東温市行政改革の経緯

平成17年3月に総務省が策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」により、本市の行政改革を一層推進するため、平成18年3月、行政改革の基本的な取り組み方法を示した「行政改革大綱」及びその具体的な取り組み事項を示した「行政改革集中改革プラン」を策定し取り組みを行いました。



### 大綱策定の背景

国が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を踏まえ、地方分権と三位一体の改革の推進や市民活動の活性化・行政への市民参加などを勘案し策定

### 推進期間

平成17年度～平成21年度(5年間)

### 行政改革推進のための重点事項

1. 事務事業の再編・整理、廃止・統合
2. 民間委託等の推進等について
3. 定員管理の適正化
4. 給与の適正化
5. 第三セクターの見直し(地方公社の経営健全化)
6. 経費節減の財政効果
7. 地方公営企業関係の経営健全化
8. その他

## 2 第1次行政改革の主な取り組みの成果

第1次行政改革の具体的な取り組み事項の成果については、各担当課が評価・取りまとめを行い、第三者機関である行政改革推進委員会に諮り、委員の意見を踏まえて『行政改革集中改革プラン《平成17～21年度》成果報告書』を策定しました。

なお、成果報告書については、本市ホームページに掲載しています。

### 3 継続した行政改革の必要性

本市を取り巻く社会経済環境は、100年に一度とも言われた世界的な金融・経済危機による影響からの回復期にあるものの、先行きの不透明感から景気の低迷は続いており、依然として税収の伸びが期待できない状況下にあります。一方、少子高齢社会の進行やライフスタイルの多様化等に伴い行政サービスは増大する傾向にあり、財政状況は一層厳しいものとなっています。

しかしながら、東温市総合計画に掲げているさまざまな政策・施策を確実に推進し、本市が自主的で自立したまちづくりを将来にわたって持続的に進めていくためには、市民との協働を図りながら不断の行政改革に取り組まなければなりません。

このため、「第1次東温市行政改革大綱」の取り組み結果を反映させた、平成22年度以降の「第2次東温市行政改革大綱」を策定し、さらなる改革へ取り組む必要があります。

### 4 第2次行政改革大綱の位置づけ

第1次東温市行政改革大綱は、平成17年度から5年計画として策定し、さまざまな取り組みを実施してきましたが、平成22年3月末をもってその計画期間が終了しています。

今回策定する第2次行政改革大綱においては、先の第1次行政改革大綱に掲げる重点項目をはじめ、地域主権改革等、国の新たな政策にも適切に対応する項目を設けるとともに、選択と集中による効率的かつ効果的な行政改革を円滑に推進するための新たな指針とします。

## Ⅱ 第2次行政改革の推進方針

本大綱では、本市の最上位計画である「東温市総合計画～あなたが創るとうおん未来プラン～」に掲げている本市の将来像『いのち輝き 緑あふれる 東温市』を実現するため、第2次行政改革の基本方針として、

「市民と行政が協働する自治の実現」、

「市民に必要な行政サービスの提供」、

「市民のための健全財政の確立」を定めて取り組むこととします。

また、本市行政改革推進本部の4つの専門部会がそれぞれ行政改革に取り組むテーマとして、

総務部会 「市民と共に創る安全・安心なまちづくり」、

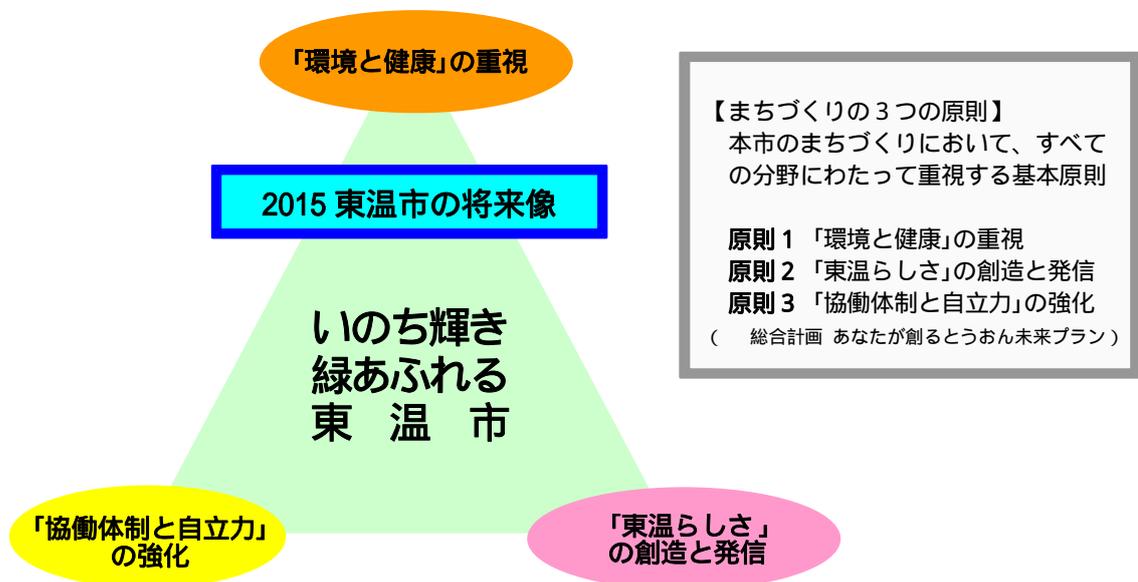
市民福祉部会 「市民がしあわせ感じるまちづくり」、

産業建設部会 「市民が安心できるまちづくり」、

教育部会 「市民と共に学ぶまちづくり」を設け、

全庁が一丸となって行政改革を推進していきます。

### 1 総合計画『2015』東温市の将来像



#### 【『2015』東温市の将来像】

すべての分野にわたって「環境と健康」の重視、「東温らしさ」の創造と発信、「協働体制と自立力」の強化を原則としたまちづくりを進め、緑あふれる自然の中で、子どもも高齢者も、住む人も訪れる人も、産業も文化も、本市のすべての“いのち”が常にいきいきと輝いていることを実感できるまちの実現を目指します。

( 総合計画 あなたが創るとうおん未来プラン )

## 2 第2次行政改革の基本方針

本市が目指す将来像の実現に向けて、第2次行政改革の基本方針を次のとおり定め、具体的な取り組みを推進していきます。

**基本方針1：市民と行政が協働する自治の実現**

**基本方針2：市民に必要な行政サービスの提供**

**基本方針3：市民のための健全財政の確立**

## 3 行政改革推進本部専門部会の取り組みテーマ

行政改革は、全庁一体となって取り組む必要があります。

そこで、第2次行政改革大綱では、本市行政改革推進本部の4つの専門部会「総務部会」、「市民福祉部会」、「産業建設部会」、「教育部会」それぞれに、行政改革に取り組んでいくためのテーマを次のとおり設け、本市の全ての部署において行政改革を積極的に推進していきます。

また、本行政改革大綱に基づく第2次集中改革プランに掲載していない業務についても、同様に随時実施していきます。

**総務部会テーマ：市民と共に創る安全・安心なまちづくり**

**市民福祉部会テーマ：市民がしあわせ感じるまちづくり**

**産業建設部会テーマ：市民が安心できるまちづくり**

**教育部会テーマ：市民と共に学ぶまちづくり**

## Ⅲ 行政改革推進のための重点事項

本市の第2次行政改革の取り組みとして、前述の基本方針及び行政改革推進本部専門部会の取り組みテーマ、並びに第1次行政改革大綱に掲げる重点項目を基に、各分野の取り組みを推進するため、次の5つの重点事項を定めます。

### 第2次行政改革重点事項

1 協働による行政運営の構築

2 市民視点の行政サービスの提供

3 健全な財政運営の推進

4 効率的な行政運営の推進

5 職員一人ひとりの意識改革

## 1 協働による行政運営の構築

本格的な地方分権時代を迎え、地域の課題は地域の責任において解決することが求められています。そのためには、行政と市民がお互いの不足を補い合う、「補完性の原則」に則り、ともに協力して課題解決に取り組む「協働によるまちづくり」を一層推進する必要があります。

そのためには、行政の領域や必要性について再度検証を行うとともに、積極的に行政情報の公開・提供を行い、住民との情報・意識の共有化を図りながら、多様な住民参画による、協働の仕組みを確立していきます。

## 2 市民視点の行政サービスの提供

市民が必要とする行政サービスを効果的に提供するためには、まず、地域や市民の声を広く把握し、施策に適切に反映させるとともに、ICT（情報通信技術）等の積極的な活用により事務処理の簡素化・合理化を図り、市民の視点に立った公平・公正で、より質の高い行政サービスの提供に努める必要があります。

また、職員一人ひとりが関係法令を遵守し、市民にとって真に必要な行政サービスを適切かつ迅速に提供できるようさらなる意識改革に努め、市民満足度の向上に努めます。

## 3 健全な財政運営の推進

将来にわたり、持続可能な財政構造を確立するためには、引き続き健全財政の維持に努め、将来の財政環境の変化に機動的・弾力的に対応できるような財政基盤を確立する必要があります。このため、引き続き自主財源の確保に努め、市有財産の有効活用や企業広告の拡充、受益者負担の適正化などに取り組むとともに、税等の収納率向上を目指し、より効果的で効率的な収納業務の強化に努めます。

また、財政健全化法に基づく健全化判断比率など新しい財政指標を活用し、市民にもわかりやすい内容で財政状況の公表に努めます。

さらに、行政サービスの水準を維持するためにも、政策、施策、事務事業や時代に即応した組織体系の見直しが必要となるため、これまで以上に市民ニーズへの迅速かつ柔軟な対応が図れるように組織・機構の編成に努めるとともに、定員管理の適正化を図ります。

#### 4 効率的な行政運営の推進

現在、私たちを取り巻く社会は急激に変化しており、地域課題が複雑化する中、市においては「地域のことは地域で考え、地域の責任で決める」という『自己決定・自己責任』によるまちづくりを推進することが強く求められています。

そのため、市が行う事務事業については、予算規模の大小にかかわらず市民サービスの向上を図る観点から、事業の必要性を明確にするとともに必要に応じて目標の数値化を図り、限られた行政資源を適正配分した『選択と集中』による実施を図ります。

さらに、行政評価制度を充実させ、効果的に事務事業の見直しを進め、効率的な行政運営を推進していきます。

また、事務の効率化を図るため、外部委託（アウトソーシング）をより積極的に活用するとともに、民間の優れた手法や人材の有効活用法を取り入れ、市民サービスの向上を図ります。

#### 5 職員一人ひとりの意識改革

行政が市民に信頼され、共にまちづくりを推進するためには、職員一人ひとりが全体の奉仕者として全力で職務に専念するとともに、自らの役割を認識し、常に目的意識を持って業務に臨み、サービスの基本であるコンプライアンス(法令遵守)の徹底と、内部統制の強化を図る必要があります。

また、職員一人ひとりが市民のニーズに合ったきめの細かい行政サービスの提供を行うためには、市民の思いを的確に受け止め、予算消化的な発想を根本から断ち、民間の経営感覚やコスト意識を持つとともに、行政改革に主体的に参画する意識を持つことが必要となります。このため、全職員が一丸となって市民に信頼され、市民が中心となる市政の実現に向けて、引き続き行政改革の推進に取り組みます。

## IV 行政改革の実現に向けて

### 1 第2次行政改革大綱の計画期間

第2次行政改革大綱の計画期間は、平成22年度から平成24年度の3年間とします。

平成22年度については、第1次行政改革の取り組みの成果を踏まえ、継続して取り組むこととします。また、第2次行政改革大綱に基づく実施計画である「第2次集中改革プラン」についても、大綱の計画期間での取り組みとなりますが、平成24年度以降も引き続き取り組むものもあります。

### 2 行政改革推進体制と進行管理

行政改革の推進にあたっては、市民と行政の協働のもと、一層の危機意識を持って取り組んでいくことが求められています。

第2次行政改革大綱の進行管理については、市長を本部長とする行政改革推進本部を中心として行うとともに、本部に行政改革推進本部専門部会(関係所管課長等若しくは所管課長等が推薦する職員により構成)を設け、行政改革の進捗状況を把握し、これまで以上に組織内、職員間の情報の共有化を図りながら行政改革を推進します。

また、学識経験者や各方面の専門の方々で構成する行政改革推進委員会では、本市の行政改革の推進に関する重要事項について審議するとともに、委員の意見を今後の行政改革に反映することとします。

このほか、行政改革の取り組み状況等をホームページや広報紙を活用して市民に広く公表し、さらに市民から行政改革の取り組みに関する意見募集を行い、行政改革の進行管理等を見直す際に反映することとします。

具体的な取り組みについては、PDCAマネジメントサイクルによる業務の見直しを行いながら推進していきます。

#### 行政改革推進委員会(東温市行政改革推進委員会設置要綱)

社会経済情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、市長が委嘱した 10 人の委員による組織です。

市長の諮問に応じ、本市の行政改革の推進に関する重要事項を調査及び審議し、市長にその意見を答申します。

#### 行政改革推進本部(東温市行政改革推進本部設置要綱)

本部長は市長、副本部長は副市長・教育長及び本部員は各部長・次長級職員による組織です。

行政改革大綱の策定・実施及び行政改革に係る重要事項に関し、審議し推進します。

#### 行政改革推進本部専門部会(東温市行政改革推進本部専門部会規程)

専門部会は、総務部会、市民福祉部会、産業建設部会、教育部会の 4 部会です。

各部会の構成員は、関係所管課長等若しくは所管課長等が推薦する職員により構成します。(同規程第 3 条第 1 項による別表のとおり)

行政改革大綱の策定・実施及び行政改革に係る重要事項に関し、本部の指示により、専門的に協議又は調整します。

### 3 第 2 次集中改革プランの策定

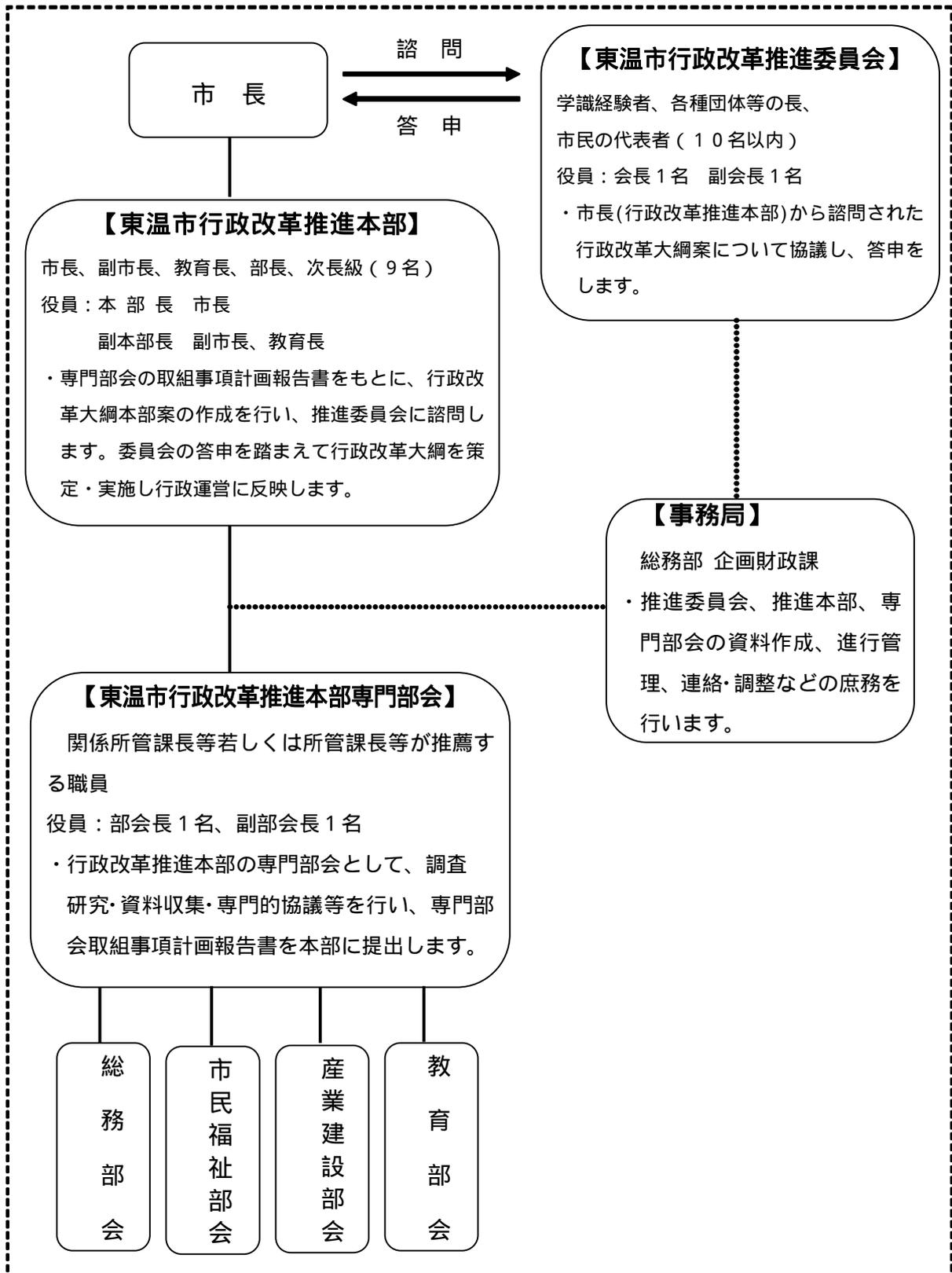
第 2 次行政改革大綱に基づいて行政改革を推進する実施計画として、「第 2 次東温市行政改革集中改革プラン」を策定し、平成 22 年度から取り組みます。

この集中改革プランについては、より具体的で実践的な計画とするため、本市の全ての係において、業務を前向きな視点で見直し、改革・改善に取り組む「1 係 1 改革運動」として策定します。

なお、集中改革プランの各取り組み事項の検証結果が市民にわかりやすいものとなるように、目標を設定します。

また、集中改革プランの進捗状況については、行政改革推進本部で点検・評価した後、行政改革推進委員会に報告するとともに、ホームページ等で公表します。

#### 4 東温市行政改革組織図



専門部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができます。



## 第2次 東温市行政改革大綱

平成23年3月

---

東温市 総務部 企画財政課

〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1

TEL : 089-964-2001(代)

: 089-964-4401(課直通)

FAX : 089-964-1609

MAIL: [kikakuzaisei@city.toon.ehime.jp](mailto:kikakuzaisei@city.toon.ehime.jp)

---